

令和 4 年 6 月 30 日現在

機関番号：27601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2021

課題番号：16K04090

研究課題名（和文）犯罪報道におけるジェンダー問題に関する実証的研究

研究課題名（英文）An Empirical Study on Gender Issues in Crime Reporting

研究代表者

戸高 由美（四方由美）（Todaka(Shikata), Yumi）

宮崎公立大学・人文学部・教授

研究者番号：10316200

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,600,000円

研究成果の概要（和文）：私たちは、1) 報道内容の数量的分析、2) 報道の受け手への調査、3) 報道の送り手調査の3つのアプローチから犯罪報道に関する研究を行った。近年の犯罪報道は、少なくとも新聞報道においては個人情報やプライバシーの暴露、煽情的な記述などを含めジェンダー問題がみられない傾向へと変化している。一方で、インターネット空間においては状況が大きく異なり、プラットフォーム型ニュースサイトでは、既存のマス・メディア（新聞社、通信社、放送局）が配信する以外の情報源の記事では、煽情的・情動的・興味本位に書かれたものやジェンダー・バイアスがみられた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

我が国の犯罪報道研究は、報道される側の「人権」という観点からの議論が中心となって行われてきた。90年代後半からは、報道の送り手たちはメディア規制の動きに対応して自主的な規制を行ってきており、取材や報道の在り方も変化してきた。筆者らは、犯罪報道の送り手研究の基礎的作業として、メディア規制と報道の変化を確認し、送り手たちの2010年代以降の犯罪報道への取り組みを概観した。この作業から導出されたのは、インターネットとのかかわりという視点である。実証的な犯罪報道の送り手研究へと発展させていくためには、インターネット社会におけるマス・メディアによる犯罪報道が、より詳細に検討されなければならない。

研究成果の概要（英文）： Our research group has been conducting research on Criminal Reports using three approaches: 1) Quantitative Analysis of the media's content, 2) Audience Research, and 3) Report Sender Research. This paper focuses on 2) Audience Research positioned as a survey of recipients. In our previous study, we examined the opinions of respondents to coverage by the newspaper, television, and the Internet news usage. We concluded that the more respondents read newspapers, the more anxiety they have regarding current society.

This paper examines news coverage and social anxiety in the Internet age from the perspective of cultivation theory. Our analysis shows a correlation between the length of time spent viewing Internet news and an increase in anxiety about crime. In the Internet age, a certain cultivation analysis was confirmed in Internet news rather than in mass media such as newspapers and television.

研究分野：メディアとジェンダー

キーワード：犯罪報道 ジェンダー

1. 研究開始当初の背景

犯罪報道の在り方をめぐっては、1970年代後半に日本弁護士連合会が犯罪報道の問題点を指摘して以来、犯罪報道における被疑者・被害者の名誉棄損、プライバシー侵害、被疑者を犯人視する報道などが問題とされてきた(日本弁護士連合会 1976)。1980年代末にはすべてのマス・メディアが被疑者を呼び捨てから容疑者呼称に転換、2000年6月、日本新聞協会は新聞倫理綱領を全面改定し「人権の尊重」の項目を設けるなどの措置を行ってきた(日本新聞協会編集委員会 2006)。

一方、個人情報保護法(2003年)をはじめ報道・情報に関する法制度が強化されたことにより、報道に変化がみられるという(平川宗信 2010『報道被害とメディア改革』解放出版社)。日本新聞協会は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(2004年)の公布を受け、2008年に「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を公表した。近年、犯罪被害者等基本法(2005年)に基づいて閣議決定された犯罪被害者等基本計画は、警察発表で被害者を匿名にすることを盛り込んだ。

これらの変化は、犯罪報道の問題にどのような変化をもたらしたであろうか。「報道の自由」の抑制や「知る権利」の制限につながったであろうか。少年法改正(1999年)や裁判員制度施行(2009年)は、報道の在り方にどのような影響を与えているだろうか。これまでの犯罪報道が何を伝えてきたか、現在何を伝えているか、実証的検証の上での議論は十分ではなかった。

他方、「メディアとジェンダー」を研究する者は、報道における女性表現の在り方を問題としてきた。報道においては、女性や弱者に関わりの深い社会問題が男性のそれに比べて取り上げられることが圧倒的に少ないことが指摘されている(斉藤慎一 2012「ニュース報道とジェンダー研究」国広陽子・東京女子大学女性学研究所編『メディアとジェンダー』勁草書房)。その原因の一つに、ニュースの送り手に女性が少なく、性別のダイバーシティの確保ができていないメディア産業のジェンダー構造の問題があるとされてきた。

しかし、犯罪報道において女性が取り上げられることは、決して少なくはない。むしろ、事件の種類によっては繰り返し何度も報道されることが多い。「犯罪と女性」の組み合わせは、センセーショナリズムやスキャンダルリズムにさらされやすい。矢島正見(1991)は、犯罪報道における被害者の分析を行い、女性被害者は男性被害者と比べ報道される率が高いと指摘する。年齢層別にみると、14歳以下の子どもが報道される率が高いという(矢島正見 1991「犯罪報道の社会的分析」『犯罪と非行』No.90)。小玉美意子ら(1999)は、東京電力女性社員殺人事件(1997年)と学習院大男子学生殺人事件(1997年)の週刊誌報道を比較分析し、女性が被害者の場合は、男性が被害者の場合と比べて、プライバシーの侵害が著しいとする(小玉美意子・中正樹・黄允一 1999「雑誌における女性被害者報道の分析 事例研究：『東京電力女性社員殺人事件』を『学習院大男子学生殺人事件』と比較する」『ソシオロジスト』No.1)。

しかしながら、これらの結論は、内容分析の結果データをもとに論理的に考察したものであり、メディアの作り手や読者・視聴者に調査を行って導出したものではない。そこで、本研究では、テキスト(報道内容)の分析に加え、その報道を読者・視聴者がどのように評価し受容しているか(受け手調査)、どのような経緯で報道内容が決定しているか(送り手調査)等について実態を把握し、犯罪報道におけるジェンダー問題について総合的考察を行う必要があると考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究の目的は、現代日本の犯罪報道について、テキスト(報道内容)、送り手、受け手、3つの側面からアプローチを行い、犯罪報道におけるジェンダー問題を明らかにすることである。

これまで犯罪報道に関する問題は、報道される者の人権やプライバシーという観点から議論されてきたが、その実証研究や効果に関する研究は十分とはいえない。また近年では、メディアや情報、犯罪をめぐる法制度の変化や多メディア時代の情報環境など、多方面から論じる必要がある。他方、メディアとジェンダー研究は、報道における女性表現の偏りやその要因、ジェンダーに関する事柄が受け手の認識に及ぼす影響について言及しているが、これらのことを論じるには実証的裏付けが必要だと考えるからである。

先行研究として研究代表者は、女性被害者、および女性被疑者についての研究を行ってきた。犯罪報道において女性被害者、女性被疑者は、従来から議論されてきた人権やプライバシーといった諸問題に加えて、ジェンダー(文化的性別)を背景とした問題がみられる。性犯罪事件の被害者が落ち度を責められたり、容姿について言及されたりすることや、殺人事件(子殺しを含む)の女性被疑者が、妻役割や母親役割といった性役割との関わりにおいて責任を追及されるなど、女性被害者や女性被疑者の報道には性規範(ジェンダー規範)に基づくラベリングがみられる。例えば、巣鴨子ども置き去り事件(1988年)、秋田連続児童殺害事件(2006年)、大阪2幼児放置死事件(2010年)の新聞報道では、いずれも「ひどい母親」であることを強調され、被疑者女性の家事や育児の不十分さ、母親としての愛情不足、異性関係や交友関係などが大きく報じられる一方、これらの報道では、子どもの父親について言及がない。こうしたラベリングが、フェミニスト・メディア・スタディズとくに構築主義的な立場からみるとどのように解釈できるか考

察を行った結果、女性被害者や女性被疑者に対するこうした表現が、「ジェンダー」あるいは「女性」概念の産出に関与していると結論付けた。(四方由美 2014『犯罪報道におけるジェンダー問題に関する研究 ジェンダーとメディアの視点から』学文社)。これらの研究結果を実証的に検討することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

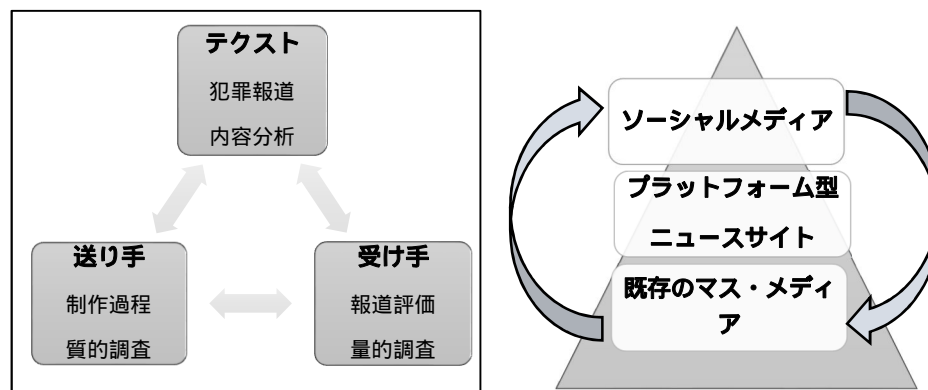
本研究は、女性が当事者となったり背景にジェンダーについての葛藤が含まれるいくつかの事例(犯罪事件)を用いて、1)犯罪報道の内容分析、2)受け手調査(犯罪報道に対する読者・視聴者がどのように評価・受容しているか)、3)送り手インタビュー調査(どのような経緯で報道内容が決定するか等に関して)を行った。

- 1) 犯罪報道の内容分析(主にKHコーダーを用いた共起ネットワーク分析)
 - 女性が被疑者の事件(2016年)
 - 大阪長男死体遺棄事件、大阪祖母乳児死亡事件、千葉アレルギー女児殺害未遂事件
 - 女性が被害者の事件(2016年)
 - 千葉大生集団強姦事件、仏留学生不明事件、大阪准看護師殺害事件
- 2) 受け手調査(報道を読者・視聴者がどのように評価・受容しているか、インターネット調査)
 - 「マスコミ報道についての意識調査」(2018年6月) サンプル数1000、性別・年齢均等割付け
 - 「マスコミ報道についての意識調査」(2022年2月) 同上
- 3) 送り手インタビュー調査(どのような経緯で報道内容が決定するか等に関して)
 - A氏(NHK人事部)(2018年10月)
 - B氏(朝日新聞論説委員)(2019年3月)
 - C氏(共同通信社 記者)(2020年2月)
 - D氏(時事通信社 記者)(2020年2月)
 - E氏(TBSテレビ 報道局)(2020年9月)

4. 研究成果

3つの側面からのアプローチ(図1)により、次のような結論を得た。

近年の犯罪報道は、少なくとも新聞報道においては個人情報やプライバシーの暴露、煽情的な記述などを含めジェンダー問題がみられない傾向へと変化している。送り手へのインタビューからも発信されるニュースに細心の配慮がなされていることから裏付けられた。



(図1)3つの側面からの実証研究 (図2) デジタル社会におけるニュースの循環¹

一方で、インターネット空間においては状況が大きく異なる。プラットフォーム型ニュースサイトをみると、既存のマス・メディア(新聞社、通信社、放送局)が配信する記事とは異なり、それ以外の情報源の記事では煽情的・情動的・興味本位に書かれたものや、ジェンダー・バイアスがみられる。これらの情報は、SNSで発信された個人の意見や、真偽不明の情報とともに掲示板や「まとめサイト」において一覧され拡散される。デジタル社会におけるニュースの循環(図2)により、ジェンダー問題は深刻化している。

このような情報環境の変容をふまえ、引き続き1)テクテキスト、2)送り手、3)受け手の側面から「犯罪報道におけるジェンダー問題」の現況を明らかにすることは、このテーマを探究するために不可欠であるといえる。また、犯罪報道におけるジェンダー問題を検討するには、デジタル化した情報環境を射程に入れたさらなる実証研究が必要であるという課題を導出した。

¹ 藤代裕之 2020「なぜフェイクニュースが生まれるのか? - ソーシャルメディア、ミドルメディア、フィルターバブル」石田佐恵子・岡井崇之『基礎ゼミ メディアスタディーズ』世界思想社より援用して作成。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 大谷奈緒子、四方由美、北出真紀恵、福田朋実	4. 巻 58-1
2. 論文標題 受け手による犯罪報道への評価（4）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東洋大学社会学部紀要	6. 最初と最後の頁 69-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 北出真紀恵、四方由美、大谷奈緒子、小川祐喜子、福田朋実	4. 巻 26
2. 論文標題 送り手たちの犯罪報道をめぐる予備的考察 -犯罪報道の「問題」と送り手たちの現在-	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 東海学園大学研究紀要：人文科学研究編	6. 最初と最後の頁 15-30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 大谷奈緒子・四方由美・北出真紀恵・小川祐喜子・福田朋実	4. 巻 57-1
2. 論文標題 「受け手による犯罪報道への評価（2）」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『東洋大学社会学部紀要』	6. 最初と最後の頁 99-115
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 大谷奈緒子・四方由美・北出真紀恵・小川祐喜子・福田朋実	4. 巻 57-2
2. 論文標題 「受け手による犯罪報道への評価（3）」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『東洋大学社会学部紀要』	6. 最初と最後の頁 45-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 四方由美・大谷奈緒子・北出真紀恵・小川祐喜子・福田朋実	4. 巻 26
2. 論文標題 犯罪報道の共起ネットワーク分析(2)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 宮崎公立大学人文学部紀要	6. 最初と最後の頁 79 - 92
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大谷奈緒子・四方由美・北出真紀恵・小川祐喜子・福田朋実	4. 巻 56 - 2
2. 論文標題 受け手による犯罪報道への評価	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東洋大学社会学部紀要	6. 最初と最後の頁 125 - 136
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 四方由美・大谷奈緒子・北出真紀恵・小川祐喜子・福田朋実	4. 巻 1
2. 論文標題 犯罪報道の共起ネットワーク分析(1)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 宮崎公立大学人文学部紀要	6. 最初と最後の頁 63 - 80
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 四方由美	4. 巻 99号
2. 論文標題 ミソジニーはなくせるか - メディアのジェンダー・バイアス解消という課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 マス・コミュニケーション研究	6. 最初と最後の頁 49 - 56
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	大谷 奈緒子 (Otani Naoko) (50364716)	東洋大学・社会学部・教授 (32663)	
研究分担者	北出 真紀恵 (Kitade Makie) (10410862)	東海学園大学・人文学部・教授 (33929)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	国広 陽子 (Kunihiro Yoko)	武蔵大学・社会学部・名誉教授 (32677)	
研究協力者	小川 祐喜子 (Ogawa Yukiko) (60459831)	至誠館大学・現代社会学部・講師 (35505)	
研究協力者	福田 朋実 (Fukuda Tomomi)	東洋大学・大学院現代社会総合研究所・客員研究員 (32663)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------